

役員傷害見舞金給付規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人横須賀三浦建設協会（以下、協会という。）の理事、監事及び事業委員（以下、役員という。）の事業活動に関連して発生した事故により負傷又は死亡した者に対して、傷害見舞金を支給するのに必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規則は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 協会が主催する会議に出席した役員
- (2) 各事業委員会が主催する会議又は行事に出席した役員
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が見舞金を支給することが適当と認められた者

(事故)

第3条 傷害見舞金を支給することができる事故の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 協会が主催する会議において発生した事故
- (2) 各事業委員会が主催する会議又は行事において発生した事故
- (3) 前各号に掲げるもののうち、もっぱら自宅から会議又は行事場所までの区間の行き帰りに発生した事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が見舞金を支給することが適当と認められた事故

(役員傷害見舞金の種類及び給付額)

第4条 役員傷害見舞金の種類及び給付額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 傷害見舞金（通院又は入院5日以上） | 10,000円 |
| (2) 死亡弔慰金（死亡した者の遺族に対して支給） | 100,000円 |

(見舞金の特例)

第5条 傷害の状況により前条の給付額によりがたい場合の役員傷害見舞金は、理事長が決定する。

(付 則)

この規則は、令和6年10月4日より施行する。